

## 01 組織体制と役割について

### 堺市北部地域整備事務所アスベスト飛散事象に係る健康対策等専門委員会での協議事項

- アスベストに関する健康診断の方法に係る審議に関すること
- アスベスト関連疾患の判定に係る調査、審議及び審査に関すること
- アスベスト関連疾患が生じた際の補償に係る審議に関すること
- アスベストに関する健康対策について市長が必要と認める事項

### 組織体制

#### 【堺市北部地域整備事務所アスベスト飛散事象に係る健康対策等専門委員会】

##### ■ 役割

今後の健康診断の実施方針や対象者への説明、将来にわたる健康対策の在り方等について調査・検討する

##### ■ 構成メンバー

アスベストに関する学識経験を有する者、医師、弁護士、アスベスト関連の非営利団体を代表する者

堺市北部地域整備事務所アスベスト飛散事象によるばく露を受けた当事者

【堺市北部地域整備事務所アスベスト飛散事象に係る  
アスベスト健康診断専門部会】 *NEW*

【堺市北部地域整備事務所アスベスト飛散事象に係る  
読影専門部会（仮称）】 ※後日設置予定

【堺市北部地域整備事務所アスベスト飛散事象に係る  
調査認定専門部会（仮称）】 ※後日設置予定

##### ■ 役割

適切なアスベスト健康診断につなげるため、**アスベスト健康診断の対象とするアスベスト関連疾患の範囲、アスベスト健康診断の実施方法等**について調査、審議し、委員会に報告する

##### ■ 構成メンバー

アスベストに関する学識経験を有する者、医師

※詳細は別添の健康診断専門部会要綱参照

## 02 アスベスト健康診断までの流れについて

### 本部会における審議

アスベスト健康診断の対象とするアスベスト関連疾患の範囲	リスク評価結果等を踏まえ、アスベスト健康診断の対象とするアスベスト関連疾患の範囲について医学的所見の確認を行う
アスベスト健康診断の実施方法	リスク評価結果等を踏まえ、アスベスト健康診断の実施方法について医学的所見の確認を行う

### 第2回専門委員会

- 本部会における健康診断の実施方法（部会案）の報告及び議論 ➤ [健康診断の実施方法（案）の決定](#)

### アスベスト健康診断対象者への説明会の実施

- 専門委員会等の経過の説明
- 健康診断の実施方法（案）の説明
- 質疑・応答、意見の聴取

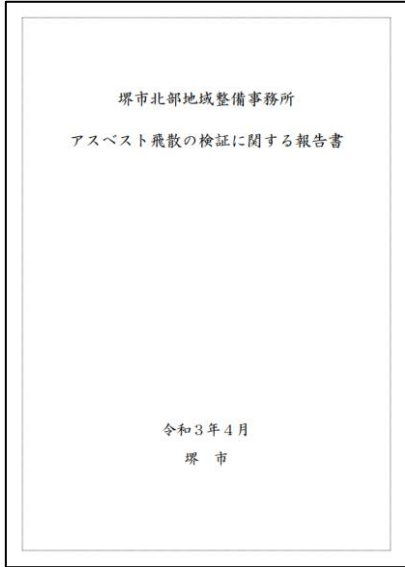
### 第3回専門委員会

- 説明会での意見についての報告
- 意見に対する考え方について ➤ [健康診断の実施方法の決定](#)

アスベスト健康診断の実施（令和9年1～3月頃に予定）

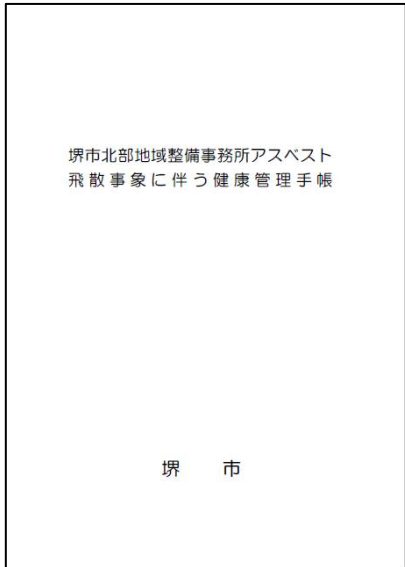
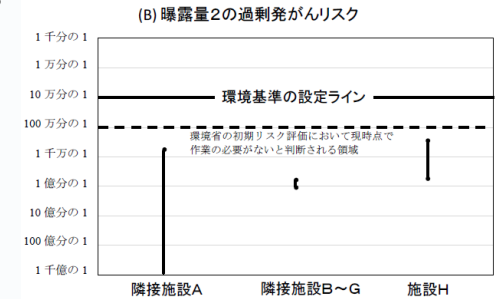
# これまでの経過について

## 03 本部会における調査・審議の前提について



### ○リスク評価結果（報告書より抜粋）

最も総曝露量が多い推計量（曝露量2）であっても、生涯過剰発がんリスク 10 万分の 1 を大きく下回っており、100 万分の 1 をも下回っていた。従って、本件の石綿曝露で生じた健康リスクは、健康面での経過観察や健康管理等の対応を今後とる必要はないと考えられるレベルであり、現時点では、さらなる情報収集や評価等の作業の必要はないと判断できるレベルであった。



### ○アスベスト健康診断の実施方針（健康管理手帳より抜粋）

事故発生から10年経過後の令和8年度以降、全ての名簿記載者に読影の実施についてご案内のうえ、希望者に対して健康診断等で撮影した胸部X線写真のアスベスト専門医による読影を行います。経過を見るため、読影した胸部X線写真のデータは本市において保管いたします。

※アスベスト関連疾患の所見が現れるのは、早くてもばく露を受けてから10年経過後とされており、X線写真撮影には、一定量の放射線被ばくを伴うことから、読影には定期的な健康診断等で撮影した胸部X線写真の複製を用いることとしています。

※健康診断等の機会がない場合は本市にご相談ください。

※胸部X線写真の複製等に係る費用は市が負担します。

**なお将来新たな科学的知見が見いだされた場合には、必要に応じて対応方針の見直しを行います。**

## 04 アスベスト健康診断の対象とするアスベスト関連疾患の範囲/健康診断の実施方法

### 審議事項

#### 【アスベスト関連疾患の範囲】

- リスク評価結果等を踏まえた本事象におけるアスベスト関連疾患の範囲の設定について（現地点の知見による見直しなど）

#### 【健康診断の実施方法】

- 健康診断の対象とするアスベスト疾患の範囲の設定について（健康診断によるリスク・ベネフィットを踏まえた見直しなど）
- アスベスト健康診断の手法について（手法、年齢区分※に応じた時期や頻度、実施体制など）

【基本情報】 健康診断の対象者	名簿記載者※のうち、健康診断の希望者を対象とする（年齢層：10代～70代） ※2026.5現在 218名（当時の園児（現在10～15歳）、保護者・園職員、市職員）
--------------------	--

#### （参考）アスベスト関連疾患の例

項目	健康管理手帳策定時の健康診断の実施方針	疾病	根拠
本事象におけるアスベスト関連疾患の範囲	範囲は記載せず、「アスベスト関連疾患」として記載 ※健康管理手帳における「アスベストについて」ではアスベスト関連疾患の一般的な説明として中皮腫、原発性肺がん、石綿肺、びまん性胸膜肥厚等を列挙	中皮腫	労災認定の対象/石綿救済法の対象
健康診断の対象とするアスベスト関連疾患の範囲		肺がん	労災認定の対象/石綿救済法の対象
健康診断の手法・実施体制	健康診断等で撮影した胸部X線写真のアスベスト専門医による読影	良性石綿胸水	労災認定の対象
健康診断の時期や頻度	事故発生から10年経過後の令和8年度以降	びまん性胸膜肥厚	労災認定の対象/石綿救済法の対象
		石綿肺	労災認定の対象/石綿救済法の対象
		喉頭がん	国際がん研究機構（IARC）
		卵巣がん	国際がん研究機構（IARC）
		後腹膜線維症	ヘルシンキ基準2014 （国際的な石綿関連疾患の診断基準）

現時点の知見による見直しや詳細部分の設定

アスベスト健康診断の実施方法（部会案）の策定